

久慈川・那珂川流域における減災対策協議会規約(案)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、久慈川・那珂川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 本協議会は、常陸河川国道事務所が管理する一級水系久慈川・山田川・里川・那珂川・藤井川・桜川・涸沼川を対象とする。

(構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、第1項によるもののほかに構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて別表1の構成員の一部からなる部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、第2項によるもののほかに構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 本協議会及び幹事会の事務局を、関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会において実施する事項は以下のとおりとする。

1 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることが出来る。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(附則)

本規約は、平成28年6月3日から施行する。

本規約は、平成30年5月30日に改定する。(水防法の改正により)

本規約は、令和元年5月16日に改定する。(組織改編)

本規約は、令和元年11月13日に改訂する。(部会の設置)

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長
気象庁 水戸地方気象台長
気象庁 宇都宮地方気象台長
茨城県 土木部河川課長
茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長
栃木県 知事
茨城県 水戸土木事務所長
茨城県 常陸太田工事事務所長
茨城県 常陸大宮土木事務所長
茨城県 高萩工事事務所長
水戸市長
日立市長
常陸太田市長
ひたちなか市長
常陸大宮市長
那珂市長
茨城町長
大洗町長
城里町長
東海村長
大田原市長
那須烏山市長
茂木町長
市貝町長
那珂川町長

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 総括地域防災調整官
気象庁 水戸地方气象台 水害対策気象官
気象庁 宇都宮地方气象台 水害対策気象官
茨城県 土木部河川課水防災・砂防対策室長
茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部河川課 県土防災対策班長
栃木県 県民生活部危機管理課長補佐
茨城県 水戸土木事務所 河川整備課長
茨城県 常陸太田工事事務所 河川整備課長
茨城県 常陸大宮土木事務所 河川整備課長
茨城県高萩工事事務所 河川整備課長
栃木県 大田原土木事務所 企画調査部企画調査課長
栃木県 烏山土木事務所 企画調査部企画調査課長
栃木県 真岡土木事務所 企画調査部企画調査課長
水戸市 市民協働部防災・危機管理課長
日立市 総務部生活安全課防災対策室長
常陸太田市 総務部防災対策課長
ひたちなか市 市民生活部生活安全課長
常陸大宮市 市民生活部安全まちづくり推進課長
那珂市 市民生活部防災課長
茨城町 総務課長
大洗町 生活環境課長
城里町 総務課長
東海村 村民生活部防災原子力安全課長
大田原市 総合政策部危機管理課長
那須烏山市 総務課長
茂木町 総務課長
市貝町 総務課長
那珂川町 総務課長

久慈川流域における減災対策部会規約(案)

(設置)

第1条 久慈川・那珂川流域における減災対策協議会第4条第4項に基づき「久慈川流域における減災対策部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年台風19号により久慈川流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、関係機関が連携・協力して、地域特性、氾濫特性を踏まえた減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することを目的とする。

(部会の対象河川)

第3条 本部会は、国土交通大臣が管理する一級水系久慈川、山田川、里川を対象とする。
2 事務局は、部会の構成員の同意を得て第1項によるもののほか、第1項に接続する河川を対象河川に加えることができる

(構成)

第4条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、部会の構成員の同意を得て、第1項によるもののほかに構成員を追加するほか、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

(部会の実施事項)

第6条 部会において実施する事項は以下のとおりとする。
1 現状の水害リスク情報や対象地域の減災に係る取組状況の共有
2 令和元年台風19号による被災を踏まえた防災・減災対策を検討し、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「対象地域の取組方針」の作成
3 「対象地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
4 その他、防災・減災対策に関して必要な事項

(部会資料の公表)

第7条 部会は、原則非公開とし、提出された資料および議事要旨は、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和元年11月13日から施行する。

別表1

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長

気象庁 水戸地方气象台長

茨城県 土木部河川課長

茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長

茨城県 常陸太田工事事務所長

茨城県 常陸大宮土木事務所長

茨城県 高萩工事事務所長

日立市長

常陸太田市長

常陸大宮市長

那珂市長

東海村長

那珂川上流域における減災対策部会規約(案)

(設置)

第1条 久慈川・那珂川流域における減災対策協議会第4条第4項に基づき「那珂川上流域における減災対策部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年台風19号により那珂川（栃木県区間）流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、関係機関が連携・協力して、地域特性、氾濫特性を踏まえた減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することを目的とする。

(部会の対象河川)

第3条 本部会は、国土交通大臣が管理する一級水系那珂川（栃木県区間）を対象とする。
2 事務局は、部会の構成員の同意を得て第1項によるもののほか、第1項に接続する河川を対象河川に加えることができる

(構成)

第4条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、部会の構成員の同意を得て、第1項によるもののほかに構成員を追加するほか、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

(部会の実施事項)

第6条 部会において実施する事項は以下のとおりとする。
1 現状の水害リスク情報や対象地域の減災に係る取組状況の共有
2 令和元年台風19号による被災を踏まえた防災・減災対策を検討し、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「対象地域の取組方針」の作成
3 「対象地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
4 その他、防災・減災対策に関して必要な事項

(部会資料の公表)

第7条 部会は、原則非公開とし、提出された資料および議事要旨は、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和元年11月13日から施行する。

別表1

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長
気象庁 宇都宮地方気象台長
栃木県 知事
大田原市長
那須烏山市長
茂木町長
市貝町長
那珂川町長

那珂川下流域における減災対策部会規約(案)

(設置)

第1条 久慈川・那珂川流域における減災対策協議会第4条第4項に基づき「那珂川下流域における減災対策部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年台風19号により那珂川（茨城県区間）流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、関係機関が連携・協力して、地域特性、氾濫特性を踏まえた減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することを目的とする。

(部会の対象河川)

第3条 本部会は、国土交通大臣が管理する一級水系那珂川（茨城県区間）・藤井川・桜川・涸沼川を対象とする。

2 事務局は、部会の構成員の同意を得て第1項によるもののほか、第1項に接続する河川を対象河川に加えることができる

(構成)

第4条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、部会の構成員の同意を得て、第1項によるもののほかに構成員を追加するほか、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

(部会の実施事項)

第6条 部会において実施する事項は以下のとおりとする。

- 1 現状の水害リスク情報や対象地域の減災に係る取組状況の共有
- 2 令和元年台風19号による被災を踏まえた防災・減災対策を検討し、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「対象地域の取組方針」の作成
- 3 「対象地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、防災・減災対策に関して必要な事項

(部会資料の公表)

第7条 部会は、原則非公開とし、提出された資料および議事要旨は、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和元年11月13日から施行する。

別表1

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長

気象庁 水戸地方气象台長

茨城県 土木部河川課長

茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長

茨城県 水戸土木事務所長

茨城県 常陸大宮土木事務所長

水戸市長

ひたちなか市長

常陸大宮市長

那珂市長

茨城町長

大洗町長

城里町長